

監 査 結 果 報 告 書

令和4年度

千早赤阪村監査委員

1. 監査対象

定期監査（地方自治法第199条第1項、第4項）

村政戦略部秘書企画課

総務部総務課

健康福祉部福祉課

産業建設部農林商工課

都市整備課

教育課

2. 監査期間

月 日	監査対象課
令和4年7月8日（金）	産業建設部農林商工課
令和4年7月15日（金）	
令和4年9月9日（金）	教育課
令和4年9月20日（火）	
令和4年10月7日（金）	健康福祉部福祉課
令和4年10月11日（火）	
令和4年11月11日（金）	村政戦略部秘書企画課 総務部総務課
令和4年11月18日（金）	
令和4年12月9日（金）	産業建設部都市整備課
令和4年12月16日（金）	

※令和4年10月より機構改革により課名変更。監査対象課については現在の課名で記載。

3. 監査の対象事務

定期監査

- 令和3年度に実施した補助事業及び新型コロナウイルス感染症対策事業の事務処理状況の監査を実施する。

課	交付対象事業の名称
産業建設部農林商工課	補助事業 ・農業協同組合営農指導補助金 ・農産物直売所活性化事業補助金 ・千早赤阪村特産物育成事業補助金 ・農作物有害鳥獣被害対策事業補助金 ・間伐材搬出利用促進事業補助金 ・森林環境保全整備事業補助金

	<ul style="list-style-type: none"> ・条件不利森林間伐事業補助金 ・千早赤阪村観光協会補助金 新型コロナウイルス感染症対策事業 <ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュレス決済ポイント還元消費喚起事業 ・コロナ対策観光復興事業
教育課	補助事業 <ul style="list-style-type: none"> ・副食費補助金 ・中学校部活動補助金 ・学童保育連絡会補助金 ・文化協会補助金 ・体育協会補助金 新型コロナウイルス感染症対策事業 <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食安心安全事業（学校給食費無償化事業） ・体験型英語教育事業 ・学校保健特別対策事業費補助金 ・B&G 海洋センター更衣室換気扇設置 ・保育対策事業費補助金
健康福祉部福祉課	補助事業 <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者住宅改造助成事業補助金 ・社会福祉協議会補助金 ・村民生委員協議会補助金 ・村遺族会補助金 ・村母子福祉協議会補助金 ・村老人クラブ連合会補助金 ・村献血推進協議会補助金 ・心身障害児通園施設運営費補助金 新型コロナウイルス感染症対策事業 <ul style="list-style-type: none"> ・保健センター内福祉課事務室拡充に伴う附帯工事 ・公共施設指定管理事業者コロナ対策支援事業
村政戦略部秘書企画課	補助事業 <ul style="list-style-type: none"> ・一般コミュニティ助成金 ・地域おこし協力隊受入事業者補助金 新型コロナウイルス感染症対策事業 <ul style="list-style-type: none"> ・庁内 LGWAN 端末無線化事業
総務部総務課	補助事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地区活動等総合補助金

	新型コロナウイルス感染症対策事業 ・ 庁内電話システム整備事業 ・ 庁舎内空調設備整備事業 ・ 庁舎内感染防止事業
産業建設部都市整備課	補助事業 ・ 生活道路整備事業補助金 ・ 定住促進空き家活用補助金 ・ 住宅取得等補助金 新型コロナウイルス感染症対策事業 ・ お出掛け支援事業

4. 監査の着眼点

監査対象の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、下記項目について検証した。

1. 支出に係る事務は関係法令等に基づき、適正に執行されているか。
2. 契約に係る事務は関係法令等に基づき、適正に執行されているか。
3. 文書管理は関係法令等に基づき、適正に管理されているか。

5. 監査の方法

監査対象課から関係資料、証拠書類の提出を求め、照会調査するとともに、必要に応じ関係職員から事情を聴取し、監査を実施した。

6. 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されているものと認められたが、補助金交付規則に基づく申請書類の提出がない等の不備が一部で見受けられた。以下のとおり検討又は改善を要する事項が一部見受けられた。以下に指摘した事項については必要な措置を講じ、適正な事務の執行に努めること。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合には、その旨を通知すること。

〈検討又は改善を要する事項〉

定期監査指摘事項

【産業建設部農林商工課】

農産物直売所活性化事業補助金について

- ・補助金は施設利用者である農振連絡協議会に対して支払われているが、施設の賃貸借契約は大阪南農業協同組合との間で締結されている。3者の関係性が明らかに

なるように契約書に記載すべきではないか。

- ・千早赤阪村農林業振興対策事業補助金交付要綱には、補助申請書に補助事業の効果を記載するように記されているが、申請様式に効果を記載する欄がない。

下赤阪棚田の会補助金について

- ・令和3年12月23日付けにて報告された不適正会計処理に係る再発防止策実施後の効果の検証結果において、「平成29年度の総会において会計については会計担当者を団体の中で定め通帳及び印鑑を移管しています。しかし、事務局については村で実施しているため、今後は事務局を会に移管し、団体の自立を促進していきます。」と回答されたが、未だに是正されていない。

【教育課】

学校給食安心安全事業（学校給食無償化事業）について

- ・当初の申請（概算払い時）に対象外の児童が含まれている。

体験型英語教育事業について

- ・体験型英語教育施設（キッザニア甲子園）に係る経費のうち、バス運行費が請書により結ばれているが、仕様書と請書が一体的に綴じられておらず別々に綴られている。

B & G 海洋センター更衣室換気扇設置に伴う契約（請書）について

- ・換気扇設置に伴う契約（請書）に契約金免除の理由が記載されているが、千早赤阪村財務規則第81条により免除で止まっている。何号により免除であるのか記載されたい。

中学校部活動補助金について

- ・千早赤阪村補助金交付規則に基づき交付しているが、補助金交付規則には、収支予算書及び前年度収支決算書の添付書類が必要となっているが、添付されている書類は支出予算書及び前年度支出決算書であり収入が不明である。また、繰越金の処理が不明となっている。

【健康福祉部福祉課】

保健センター内福祉課事務室拡充に伴う附帯工事について

- ・起工前に添付されている設計書及び検査復命書はいずれも作成者が一般事務職員となっているが、専門的知識を持った技術系職員が携わっているのであれば、実際に携わった者、内容を把握している者がわかるように書式等を改正されたい。

公共施設指定管理事業者コロナ対策支援事業について

- ・非接触型サーモタブレットの購入に係る契約書55万円に収入印紙が貼られていない。

心身障害児通園施設運営費補助金について

- ・補助金の内訳が交付申請及び交付決定では「通園児割 95%、均等割 5%」となっているが、村の補助金交付要綱では、「均等割、人口割、通園児割を勘案し算出」となっている。補助金交付要綱を現状に合ったものに改正されたい。

千早赤阪村社会福祉団体補助金について

- ・村補助金交付規則第 5 条には交付申請の際に「前年度収支決算書」を添付するよう規定されているが、村社会福祉団体補助金交付要綱第 3 条の補助金の申請では、「前年度収支決算書」を添付することとなっていない。上位である村補助金交付規則で提出を求めているのであれば、提出させること。村補助金交付規則第 19 条の規定により提出を省略させるのであればその旨を要綱にも記載すること。

【総務部総務課】

地区補助金について

- ・村補助金交付規則第 5 条には交付申請の際に「前年度収支決算書」を添付するよう規定されているが、「前年度収支決算書」が提出されていない。千早赤阪村地区補助金交付要綱第 4 条の補助金の申請では、「前年度収支決算書」を添付することとなっていないが、上位である村補助金交付規則で提出を求めているのであれば、提出させること。村補助金交付規則第 19 条の規定により提出を省略させるのであればその旨を要綱にも記載すること。

庁舎内空調設備整備事業及び庁舎内感染防止事業について

- ・設計時に作成する予定価格と実際の入札価格に大きな乖離がある。適正な価格の設計を検討されたい。

【産業建設部都市整備課】

生活道路整備事業補助金について

- ・千早赤阪村生活道路整備事業補助金交付要綱第 5 条において、補助金の申請について記載しているが、村の補助金交付規則に規定する申請時に求める書類と一致していない。上位である村補助金交付規則で提出を求めているのであれば、提出させること。村補助金交付規則第 19 条の規定により提出を省略させるのであればその旨を要綱にも記載すること。また、これについては定住促進家賃補助金、子育て世帯等新築マイホーム取得費用補助金の要綱においても同様である。
- ・中津原地区の整備事業において、申請時の見積書は 694,100 円で提出されているが、実績報告の領収書は 200,000 円で提出されている。地区が負担する分 (494,100 円) と村の補助金分 (200,000 円) で領収書を分けたと思われるが、工事としては 1 件なので、業者からの領収書を分けることはないのではないか。

子育て世帯等新築マイホーム取得費用補助について

- ・申請時に工事請負契約書又は売買契約書等の写しを提出させることとしているが、申請時の契約書に収入印紙が貼付されていない。

地域公共交通利用料助成事業について

- ・千早赤阪村地域公共交通利用料助成事業実施要綱第4条において、申請者の公的な身分証等の書類を添付することとしているが、一部に当該書類が添付されていない申請書がある。
- ・申請時に千早赤阪村村税等の滞納者に対する補助金等の交付の制限に関する規則に基づく村税等の滞納確認の書類を提出することとなっている。提出された書類には世帯人全員を記載しているものと申請者のみを記載しているものがあり、同規則別表2の注意書きには、納付確認対象は「世帯員については、補助金等の対象事業により申請者と同等の利益を受ける場合に限る。」と規定されているため、この助成に関しては世帯員等の村税等の滞納を確認することは不要と思われる。申請時に世帯員の情報は記載不要である旨の案内をしてはどうか。
- ・申請書の様式では代理人による申請を認めているが、代理人と申請者の関係性を証明する書類が求められていない。手続きする上で、どのように確認しているのか。
- ・千早赤阪村地域公共交通利用料助成事業実施要綱第6条第3項において、利用券等は1回の購入にあたり3枚を限度として使用できると規定しているが、まとめて使用されていると思われる状況が確認できた。年間の期限だけでなく一定の期間ごとに有効期限を区切るなどの対策を講じてはどうか。また、使用制限については地区によって使いにくい地区もあると思われる。上限について住民の利用しやすい状況であるか検討してはどうか。
- ・利用券等の印刷業務については4者を競争に指名したが、1者が辞退している。提出された1者の辞退届に理由が記載されていない。